

令和4年度

第3次泉大津市男女共同参画推進計画

～にんじんプラン～

進捗状況調査報告書

泉大津市市長公室

人権くらしの相談課

第3次泉大津市男女共同参画推進計画 ～にんじんプラン～

基本理念	基本方向	施策	施策内容	所管(機構順)	
人権が尊重され、誰もが能力と個性を發揮できる社会の実現	I 男女共同参画社会の実現のための意識づくり	1 男女共同参画に関する理解の促進	①男女共同参画に関する調査・研究と情報の提供	人権くらしの相談課・にんじんサロン・図書館	
			②男女共同参画に関する啓発活動の推進	人事課・人権くらしの相談課・全課	
			③男女共同参画に関する学習機会の提供	人権くらしの相談課・にんじんサロン・生涯学習課	
			④だれもが学習機会を利用することができる環境づくり	人権くらしの相談課・生涯学習課・講座等実施担当課	
		2 学校等における男女共同参画の推進	①学校・幼稚園・保育所・認定こども園における男女平等教育の推進	こども育成課・指導課	
			②多様な選択が可能な進路支援の充実	指導課	
			③教職員・保育関係者に対する男女平等教育に関する理解の促進	こども育成課・指導課	
		3 男女共同参画に関する男性の理解の促進	④保護者に対する男女共同参画の働きかけ	こども育成課・指導課	
			①男性に対する理解の促進	人権くらしの相談課・にんじんサロン・子育て応援課・生涯学習課・スポーツ青少年課	
	②男性に講座等に積極的に参加してもらうための働きかけ		人権くらしの相談課・にんじんサロン		
	II 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	1 雇用の場における男女共同参画の推進	①事業所に対する男女共同参画に関する啓発と関連法令等の周知	人権くらしの相談課	
			②事業所に対する男女共同参画に関するセミナー等の実施	人権くらしの相談課	
			③事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取組への働きかけ	人権くらしの相談課	
		2 女性の就業機会の拡大	①女性の就業支援	人権くらしの相談課	
			②市職員の男女の均等な採用の促進	人事課・市立病院・消防本部	
		3 仕事と生活の調和	①仕事と家事・子育て等の両立支援	人権くらしの相談課・子育て応援課・こども育成課・生涯学習課・スポーツ青少年課	
			②仕事と介護の両立支援	人権くらしの相談課・高齢介護課・障がい福祉課	
			③市職員・教職員の仕事と生活の両立支援	人事課・市立病院・消防本部・指導課	
		4 多様な働き方を可能にするための支援	①女性の起業に向けた支援	人権くらしの相談課・地域経済課	
			②NPO等の活動支援	市民協働推進課	
		III 意思決定の場における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	①審議会等への女性の参画の促進	人権くらしの相談課
				②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進	人事課・市立病院・消防本部・指導課
	③地域における方針決定の場への女性の参画の促進			市民協働推進課・地域団体所管課	
	④事業所における女性の管理職等への登用の働きかけ			人権くらしの相談課	
IV あらゆる暴力の根絶	1 DV防止対策の推進	①女性に対する暴力防止に向けた取組の推進	人事課・人権くらしの相談課・市民協働推進課・指導課		
		②相談体制の整備・充実	人権くらしの相談課		
	2 セクシュアル・ハラスメント対策の推進	③関係機関との連携の強化	人権くらしの相談課・全課		
		④被害者の自立のための支援	人権くらしの相談課・福祉政策課・生活福祉課		
V 安全・安心な暮らしの基盤づくり	1 生涯にわたる心とからだの健康保持	①健康対策の推進	高齢介護課・子育て応援課・こども育成課・健康づくり課・環境課・市立病院・教育政策課・指導課・スポーツ青少年課		
		②性に関する知識の普及と相談体制の整備	人権くらしの相談課・市立病院・指導課		
		③妊娠・出産に関する健康支援	子育て応援課		
	2 安心して子どもを育てることができるまちづくりの推進	①子育て家庭への支援の充実	市民協働推進課・こども政策課・子育て応援課・こども育成課・生涯学習課・スポーツ青少年課		
		②児童虐待等への対策	子育て応援課・市立病院・指導課		
	3 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	①ひとり親家庭への支援体制の充実	子育て応援課		
		②生活に困難を抱える女性等への支援	福祉政策課		
		③貧困の連鎖を断つための支援	福祉政策課・こども政策課・子育て応援課・福祉関係課・教育関係課		
	4 高齢者・障がい者等が安心して暮らせるまちづくりの推進	①高齢者・障がい者等が安心して暮らすための支援の充実	福祉政策課・高齢介護課・障がい福祉課		
		②高齢者・障がい者虐待への対策	高齢介護課・障がい福祉課		
		③地域活動に参加することができる環境づくり	高齢介護課・障がい福祉課・こども育成課		
	5 地域における男女共同参画の推進	②地域活動への男女の参画の促進	人権くらしの相談課・にんじんサロン・市民協働推進課・生涯学習課・全課		
③地域活動を行おうとする個人・団体への支援		人権くらしの相談課・にんじんサロン・生涯学習課・地域活動担当課			
6 防災・災害対策における男女共同参画の推進		①防災の分野での女性の参画の拡大	危機管理課		
②男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	危機管理課				

所 管	施 策 番 号
全課	I-1-② IV-1-③ V-5-②
講座等実施担当課	I-1-④
地域団体所管課	III-1-③
地域活動担当課	V-5-③
福祉関係課	V-3-③
教育関係課	V-3-③
危機管理課	V-6-① V-6-②
人事課	I-1-② II-2-② II-3-③ III-1-② IV-1-① IV-2-②
人権くらしの相談課	I-1-① I-1-② I-1-③ I-1-④ I-3-① I-3-② II-1-① II-1-② II-1-③ II-2-① II-3-① II-3-② II-4-① III-1-① III-1-④ IV-1-① IV-1-② IV-1-③ IV-1-④ IV-2-① V-1-② V-5-② V-5-③
にんじんサロン	I-1-① I-1-③ I-3-① I-3-② V-5-② V-5-③
地域経済課	II-4-①
市民協働推進課	II-4-② III-1-③ IV-1-① V-2-① V-5-②
福祉政策課	IV-1-④ V-3-② V-3-③ V-4-①
高齢介護課	II-3-② V-1-① V-4-① V-4-② V-5-①
障がい福祉課	II-3-② V-4-① V-4-② V-5-①
生活福祉課	IV-1-④
こども政策課	V-2-① V-3-③
子育て応援課	I-3-① II-3-① V-1-① V-1-③ V-2-① V-2-② V-3-① V-3-③
こども育成課	I-2-① I-2-③ I-2-④ II-3-① V-1-① V-2-① V-5-①
健康づくり課	V-1-①
環境課	V-1-①
市立病院	II-2-② II-3-③ III-1-② IV-2-② V-1-① V-1-② V-2-②
消防本部	II-2-② II-3-③ III-1-② IV-2-②
教育政策課	V-1-①
指導課	I-2-① I-2-② I-2-③ I-2-④ II-3-③ III-1-② IV-1-① IV-2-② V-1-① V-1-② V-2-②
生涯学習課	I-1-③ I-1-④ I-3-① II-3-① V-2-① V-5-② V-5-③
図書館	I-1-①
スポーツ青少年課	I-3-① II-3-① V-1-① V-2-①

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現のための意識づくり

1) 男女共同参画に関する理解の促進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①男女共同参画に関する調査・研究と情報の提供	男女共同参画に関するさまざまな情報を収集するとともに、調査・研究を行います。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等への参加、国等の動向注視、各種統計資料収集等、男女共同参画に関する最新の情報収集に努めた。 ・収集した情報を元に、適切に発信できるよう他市の取り組み等を参考した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する担当職員の資質を向上させる必要がある。 ・本市における男女共同参画における現状を適切に判断することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き研修等への参加、国等の動向注視、各種統計資料収集等、男女共同参画に関する最新の情報収集を行う。
	男女共同参画にかかわりの深い図書・ビデオ等を購入し、貸し出しを行います。	図書館 にんじんサロン	<p>(図書館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画にかかわりの深い図書やジェンダー、ハラスメントに関わる資料を適宜購入し、貸し出しを行った。 <p>(にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画にかかわりの深い図書を適宜購入し、貸し出しを行った。 ・にんじんサロンに設置している図書の紹介をホームページで行うことにより、貸し出しの促進を行った。 ・幅広い年代に啓発するため、絵本を配架した。 ・DVDの購入を図るために、男女共同参画関係DVDの貸し出しを行った。 	<p>(図書館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い視点で捉えた図書の選定や認知してもらう為の企画展示が必要である。 <p>(にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入図書等の選定について、話題書など、より注目を集められるものなどといった観点の検討が必要。 ・DVDの購入を行えなかったため、次年度は映像作品の購入も検討する。 	<p>(図書館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚資料の購入はしないが、図書のみ適宜購入を行う。 <p>(にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画にかかわりの深い図書、DVD等を適宜購入し、貸し出しを行う。
	男女共同参画に関するさまざまな情報を、広報やパンフレット配布等を通じて周知・啓発します。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙及びにんじんサロン作成の男女共同参画啓発紙「にんじん」に男女共同参画に関する記事を掲載した。 ・府、他市等の男女共同参画関連誌やパンフレットを市の閲覧コーナーとにんじんサロンで提供した。 ・にんじんサロンホームページを開設したり、にんじんサロン公式LINEを活用したことにより最新の情報をすぐに周知できるよう工夫した。 ・市ホームページにおいても、新たなページの作成や、既存ページの見直しを行うなど、より効果的な啓発が行えるように見直した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画にかかる概念、必要性については随時発信していく必要がある。より多くの市民に情報が届くよう、広報媒体や手法について工夫し、周知・啓発する情報についても、他市の動向や、最新の情報に注意を払いながら検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等に男女共同参画に関する記事を掲載する。 ・府、他市等の男女共同参画関連誌やパンフレットを市の閲覧コーナーとにんじんサロンで提供する。 ・市のホームページや、サロンのホームページ・SNS等を用いて、男女共同参画に関する記事を発信する。
男女共同参画に関する冊子・啓発紙等を作成し、市民、職員その他関係者に配布します。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・にんじんサロン作成の男女共同参画啓発紙「にんじんサロンだより」を3回(4月、8月、12月)発行した。また、「ぶちにんじん(不定期発行)」(6月)を発行し、適宜男女共同参画に関わる情報を発信した。 ・啓発紙を広く市民に読んでもらうために、業務委託先が同一であるおづぶらざ(泉大津市市民活動支援センター)の協力を仰ぎ、配架場所を増やした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容はもとよりレイアウト、見出しを工夫するなどして読み手の興味をひくものにしていくことが課題。 ・多くの市民に読んでもらうため、配架場所については今後も検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画入門冊子「にんじん」・にんじんサロン作成の男女共同参画啓発紙「にんじん」を4月・8月・12月に発行する。 ・最新情報を、可能な限り速やかに周知する。 	

<p>②男女共同参画に関する啓発活動の推進</p>	<p>市の刊行物、市庁舎内・関係施設に提示するポスター等が男女共同参画の視点から性差別を助長するような表現が使われていないか等について点検を行います。</p>	<p>全課</p>	<p>(秘書広報課) ・広報紙、LINEをはじめとしたSNSの発信について、男女平等の視点で表現されているかを常に点検しながら発行、配信を行った。 (人事課) ・職員採用及びいづみおおつ若者会議にかかる募集のポスターやチラシを掲載した。 (人権くらしの相談課) ・市が発出する各種広報媒体が、男女平等の視点で作られているか、常に点検するよう心掛けた。 (政策推進課) ・参加者募集チラシ等の各種広報媒体が、男女平等の視点で作られているか、常に点検するよう心掛けた。 (健康づくり課) ・保健センターに掲示するポスターや配架するちらしに性差別を助長するような表現が使用されていないか、掲示や配架をする前に確認している。 (生涯学習課) ・生涯学習課の発行物や情報発信において、性差別を助長するような表現がないか複数人で確認を行った。 (スポーツ青少年課) ・市が発出する各種広報媒体が、男女平等の視点で作られているか、常に点検するよう心掛けた。</p>	<p>(秘書広報課) ・広報媒体における表現については、さまざまな視点から見る必要があるため、複数人で文章や表現のチェックを行い、適切な表現となっているかを確認を行った。一方で点検する際の基準がなく、他部局から表現について指摘を受けることがあった。 (人事課) ・より多くの人に情報が届くよう、ポスターやSNSを活用した広報を行った。 (人権くらしの相談課) ・広報媒体における表現について、ターゲット外の人の視点も考慮に入れる必要があるため、担当として幅広い視点を持つようアンテナを張っておく必要がある。 (政策推進課) ・広報媒体における表現について、ターゲット外の人の視点も考慮に入れる必要があるため、課内でのチェックを徹底し、担当職員以外も幅広い視野を持つようアンテナを張っておく必要がある。 (健康づくり課) ・保健センター内で掲示や配架をする際に事前に課内で供覧して不適切な表現がないか確認して掲示、配架しているため、点検できている。 (生涯学習課) ・情報や知識を得て、考え方を日々更新していく必要がある。 (スポーツ青少年課) ・広報媒体における表現について、ターゲット外の人の視点も考慮に入れる必要があるため、担当として幅広い視点を持つようアンテナを張っておく必要がある。</p>	<p>(秘書広報課) ・大阪府作成の「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を参考に、市が発出する各種広報媒体が男女平等の視点で作られているかを意識し発信していく。 (人事課) ・ポスターやチラシ作成時に、男女平等の視点で作られているか常に点検を行い、職員採用及びいづみおおつ若者会議にかかる募集のポスターやチラシを掲載する。また、SNSでも発信する。 (人権くらしの相談課) ・市が発出する各種広報媒体が男女平等の視点で作られているか常に点検する。 (政策推進課) ・参加者募集チラシ等の各種広報媒体が、男女平等の視点で作られているか、常に点検するよう心掛ける。 (健康づくり課) ・今後も掲示や配架する際は事前に課内で供覧して点検を行う。 (生涯学習課) ・生涯学習課主催のイベントや発行物、SNS等の情報発信において、性差別を助長するような表現がないか複数人で確認を行う。 (スポーツ青少年課) ・市が発出する各種広報媒体が男女平等の視点で作られているか常に点検する。</p>
---------------------------	---	-----------	--	--	---

<p>市職員が男女共同参画の視点から表現を点検することができる体制を充実させます。</p>	<p>人権くらしの相談課</p>	<p>・性別に基づく固定観念にとらわれず、人権を尊重した表現の使用を市全体に浸透させるため、内閣府が発行した「公的広報の留意点について」の文書を全課共有ファイルに置いた。さらに、大阪府が令和3年に作成した「男女共同参画のための表現ガイドライン」も全課共有ファイルに置き周知を図った。</p>	<p>・広報媒体における表現について、ターゲット外の人の視点も考慮に入れる必要がある。また、庁内全体がチェック機能を果たせるような体制整備・職員育成が必要である。</p>	<p>・市職員全体に男女共同参画の視点が浸透するよう体制整備・育成を進める。 ・新規採用職員を対象とした研修において、情報発信する際に、性別に基づく固定観念や偏見の助長に繋がらないような表現を用いる必要性について話をする。</p>
<p>市職員に対し、男女共同参画に関する研修を実施します。</p>	<p>人権くらしの相談課 人事課</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・新規採用職員研修「男女共同参画について」(7/15)を開催した。 ・一事業所として女性が自身のキャリアについて考える機会を設け、庁内の女性活躍推進を図るための研修「女性のキャリアデザイン研修」を、年間を通して開催した。 ・「女性のキャリアデザイン研修」の最終回に、参加者の所属課の管理職に参加をしてもらい、研修で学んだことや研修の目的・必要性を理解してもらおう機会を設けた。 (人事課) 新規採用職員を対象に1回実施。</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・男女共同参画についての基本的な理解と本市施策について学んだ。 ・最新の動向を取り入れ、より充実した研修となるよう内容を精査していく必要がある。 ・勤務年数の長い職員に対しても、改めて考える機会を設ける必要がある。 (人事課) 男女共同参画についての基本的な理解と本市施策について学んだ。</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・新規採用職員を対象に1回実施予定。 ・女性のキャリアデザイン研修を行う。 ・勤務年数の長い職員に対しても、男女共同参画に対する理解を図るための機会を設ける。 (人事課) 新規採用職員を対象に1回実施。</p>
<p>男女共同参画に関するセミナー等を実施することにより、市民に対し学習機会を提供します。</p>	<p>にんじんサロン</p>	<p>・にんじんサロンにおいて、「はっぴ〜ウーマン応援カレッジ」と名付けた、5回連続講座を開催。(『第1回 お悩み解消!?"あれもこれも"の人生を☆(7/28)』『第2回 ひとりで頑張らない子育て!はじめませんか?(8/30)』『第3回 趣味を仕事にする!自立する!(9/29)』『第4回 女性のための防災、災害時の備え(10/28)』『第5回 社会貢献活動と組織づくり(11/29)』)5回の講座を通し、男女共同参画社会を目指すために自分は何をすれば良いのかを考える機会を設けた。 ・女性を対象に、「女性のための再就職応援講座」を全2回(9/28、10/5)、女性の性と生殖の権利であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツを啓発する講座「更年期を学ぼう」(2/17)を開催した。 ・男性を対象とした講座としては、「パパの絵本大作戦」(11/26)「夫婦の家事シェア10のコツ」(12/3)を開催した。</p>	<p>・参加者の偏りがなく、幅広い層の市民に参加してもらうための工夫が必要である。 ・多くの市民に講座の内容に興味を持ってもらえるような内容を検討するため、社会の動向や、他自治体の状況も鑑みて、講座のみではなく様々な媒体による学習機会の提供を行う必要がある。</p>	<p>・9月・10月・12月に男女共同参画をテーマにした市民向け講座を開催する。</p>

③男女共同参画に関する学習機会の提供	地域において男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。	人権くらしの相談課	<p>にんじんサロンの図書コーナーにおいて男女共同参画に関する蔵書を充実させた。</p> <p>6/23～29の男女共同参画週間にちなみ、キャッチフレーズを募集することで「性別にとらわれず、お互いが責任を果たしつつ自分らしく生きられる男女共同参画社会」の実現を目指すきっかけとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題の把握を行った上で、講座等の開催を行うことで、地域における男女共同参画の推進を図る必要がある。 ・にんじんサロンの開催する講座を、地域において活動している団体に対して周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・にんじんサロン主催の講座や、にんじんサロンに設置している蔵書の充実を図るなど、男女共同参画についての学びの場としてのにんじんサロンの周知を図る。
	にんじんサロンまつりやフォーラムin泉大津等の男女共同参画に関するイベントを開催します。	人権くらしの相談課 にんじんサロン	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染防止の観点から、「にんじんサロンまつり」については会場での開催、及びオンライン (zoom) による開催を行い、市民が安心して参加できるような環境整備を行い、実施した。 ・「フォーラムinいずみおおつ」(2/5)を開催し、インターネットを賢く読み解く！～男女共同参画の視点から～と題した講演会を、泉大津消費者問題研究会と協力し開催した。 	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の偏りがなく、幅広い層の市民に参加してもらうための工夫が必要である。 ・男女共同参画の推進のため、他団体と協力しながら事業の実施を行うことで、普段参加していない方にも啓発することが出来たため、他団体との協力についても検討していく必要がある。 	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に「にんじんサロンまつり」、令和6年2月に「フォーラムinいずみおおつ」を開催する。
	<p>【重点項目①関係】</p> <p>子育て世帯に対する学習機会の提供に重点をおいた取組を充実します。</p>	人権くらしの相談課 にんじんサロン	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権くらしの相談課・にんじんサロンで開催する講座については、必ず一時保育を実施することで、子育て世帯に対して参加しやすい環境で実施した。 ・他課実施の講座においても、一時保育ボランティアの派遣を行い、子育て世代の参加しやすい環境を整備した。 ・講座「ひとりで頑張らない子育て！はじめませんか？(8/30)」「笑顔が増える！子どもとの関わりかた(9/30)」、また男性を対象とした講座としては、「パパの絵本大作戦」(11/26)「夫婦の家事シェア10のコツ」(12/3)を開催し、子どもとの関わり方や、男女共同参画についての学習機会を提供した。 	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き子育て世帯が参加しやすい内容、時間帯等の工夫や検討が必要である。 	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を対象とした講座等の企画・運営について、子育て世帯が興味を持つようなテーマの設定や日程・時間等を検討した上での開催に努める。 ・他課講座分においても一時保育ボランティアの派遣を行う。
	<p>【重点項目①関係】</p> <p>市が実施する男女共同参画に関する学習機会への参加を呼びかけます。</p>	人権くらしの相談課 にんじんサロン 生涯学習課	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページに加え、フェイスブック・LINE等の市SNSを適宜利用しながら周知を行った。さらに、にんじんサロンのLINEの活用を行うとともに、ホームページを開設し、にんじんサロンで開催する講座の周知に努めた。 (生涯学習課) ・社会教育施設等で学習機会を周知するために、チラシやポスター等の掲示を行った。 	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座のターゲットを意識した広報手法を適宜検討する必要がある。 (生涯学習課) ・周知の仕方を考えていく必要がある。 	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、SNS等、様々な広報媒体を利用し周知を行う。 (生涯学習課) ・今後も社会教育施設等で学習機会を周知するために、様々な方法で周知できるよう努める。

<p>④だれもが学習機会を利用することができる環境づくり</p>	<p>働いている人が学習機会を利用することができるよう、各種講座等を休日に開催するなどの配慮をします。</p>	<p>人権くらしの相談課 生涯学習課</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・人権くらしの相談課やにんじんサロンでの親子を対象とした講座などは、土曜日・日曜日に開催するようにした。 ・講座の開催の際には、他課や市内の催しと重ならないように日程の設定を行った。 (北公民館) ・卓球教室16回、味噌づくり3回、パン作り2回ほか、気功講座・ちぎり絵講座、オーナメントづくり講座を実施した。 (図書館) ・ビジネスパーソンをターゲットにした内容の講座は休日と平日の夕方に開催し、仕事帰りでも立ち寄れるよう配慮している。 (学習館) ・弥生学習館における体験学習講座や特別講座。講演会などは、土曜日・日曜日に開催するようにした。</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・働いている人が参加しやすい内容、時間帯等の検討が必要である。 ・他の催しと重ならないように開催日を設定することで、学習機会の妨げにならないよう出来たため、引き続き市内の催しには注意を払う。 (北公民館) ・各講座とも受講者の満足度が高かったが、手話講座など受講者が少なく中止したのもあったため、募集方法、時期や期間を考慮する必要がある。 (図書館) ・途中参加退出可能な講座を増やし、気軽に参加できる事をアピールする必要がある。 (学習館) ・働いている人も参加(子どもへの同行)しやすい内容、時間帯等の検討が必要である。</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・休日開催の講座等の企画・運営に努める。 (北公民館) ・令和4年度事業に加え、手話講座を実施中。各講座終了時に提出のあるアンケートを参考に人気のある講座を開催する。 (図書館) ・参加人数が増えるような効果的な広報、周知を考え、今までの講座状況を鑑みて、平日開催の講座を休日開催に変更していく。 (学習館) ・休日開催の講座等の企画・運営に努める。</p>
	<p>【重点項目①関係】 子どもを持つ人が各種講座等に参加することができるよう、一時保育付きの講座等を充実させます。</p>	<p>人権くらしの相談課 講座等実施担当課</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・人権くらしの相談課主催の講座、イベント等はすべて一時保育付きとした。 ・他課実施の講座においても、一時保育ボランティアの派遣を可能としている。 ・リフレッシュタイム開催の際に、パソコンの貸し出し・指導を可能としたことで、学習機会の創出を行った。 (北公民館) ・味噌づくり講座において一時保育を準備した。</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・一時保育ボランティアについては、ボランティア可能曜日に限りがあるため、シルバー人材センターを適宜活用することで、一時保育の充実を図り、一時保育付きの講座を実施していく。 (北公民館) ・令和4年度は一時保育の利用はなかったが、受講しやすい環境づくりに努める。</p>	<p>(人権くらしの相談課) ・引き続き、人権くらしの相談課主催の講座・イベントはすべて一時保育付きとなるよう努める。 ・他課が実施する講座についても一時保育付きで行えるよう、一時保育ボランティアの派遣について、全課に向け周知を行う。 (北公民館) ・味噌づくり講座において一時保育を実施する。</p>

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現のための意識づくり

2) 学校等における男女共同参画の推進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①学校・幼稚園・保育所・認定こども園における男女平等教育の推進	教育・保育のあらゆる場において、人権尊重・男女平等の視点で教育内容や教材等を点検し充実を図ります。	こども育成課 指導課	(こども育成課) ・幼稚園、保育所、認定こども園において、男女平等の視点で教育・保育が行われるよう、園内研修において指導を行った。 (指導課) ・各校園所の人権教育担当者を対象として、人権教材充実を図る研修を行うとともに、男女平等教育の推進を図った。	(こども育成課) ・日々の保育の中で人権尊重・男女平等の視点を取り入れた教材の研究などが必要である。 (指導課) ・年度末反省等を通して、児童生徒の実態や発達段階に応じた教育内容や教材等であったかを見直し、更なる充実を図ることが必要である。	(こども育成課) ・人権尊重、男女平等の視点が育つよう、引き続き園内研修の充実を図る。 (指導課) ・教育・保育のあらゆる場において、人権尊重・男女平等の視点で教育内容や教材等を点検し充実を図る。 ・児童生徒の性の多様性に対する理解と人権的配慮事項を見直すとともに、人権感覚の醸成を図る。
②多様な選択が可能な進路支援の充実	多様な生き方、価値観のはぐくみと個性の伸長をめざし、発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行います。	指導課	・府や市のキャリア教育担当者会で教職員の知識理解を深めるとともに、キャリア教育全体計画の見直しを行った。中心取組みを設定した上でアンケートを実施し、アンケート結果をもとに効果検証を行った上で、次年度につなげた。	・小学校低学年・小学校高学年・中学校の3段階に分けたアンケートを各校で実施、継続した取り組みを行った。	・多様な生き方、価値観のはぐくみと個性の伸長をめざし、発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行う。 ・NPOや企業と連携しキャリア教育の充実を推進する。
③教職員・保育関係者に対する男女平等教育に関する理解の促進	教職員・保育関係者に対し、男女平等教育に関する研修や講座に参加させ、理解を促進します。	こども育成課 指導課	(こども育成課) ・幼稚園教諭、保育士が研修に参加しやすい環境づくりに努め、終礼や職員会議で、研修内容を共有できる機会を設けた。 (指導課) ・国等の動向を注視し、各校園所の人権教育担当者対象の研修会を実施するなど、充実に努めた。	(こども育成課) ・研修や講座に参加した者だけでなく、職員全体で共有する必要がある。 (指導課) ・男女平等教育に関する従来の課題に加え、新しい課題に関する理解を深めることが重要である。	(こども育成課) ・研修に参加しやすい環境づくりに努め、終礼や職員会議で、研修内容を共有できる機会を作る。 (指導課) ・国等の動向を注視し、各校園所の人権教育担当者対象の研修会を実施するなど、引き続き充実に努める。
	教職員・保育関係者に対する男女平等教育推進のための研修等を実施します。	こども育成課 指導課	(こども育成課) ・各幼保認小中の人権教育担当者対象の研修会を実施した。 (指導課) ・国等の動向を注視し、各校園所の人権教育担当者対象の研修会を実施するなど充実に努めた。	(こども育成課) ・最新の動向について情報提供するなど、研修内容の充実が必要である。 (指導課) ・最新の動向について情報提供するなど、研修内容の充実が必要である。	(こども育成課) ・国等の動向を注視し、各幼保認小中の人権教育担当者対象の研修会を実施するなど、引き続き充実に努める。 (指導課) ・国等の動向を注視し、各校園所の人権教育担当者対象の研修会を実施するなど、引き続き充実に努める。
④保護者に対する男女共同参画の働きかけ	保護者に対して、男女平等教育の更なる意識向上を図るため、情報提供や研修等の開催・ポスター掲示等を通じて、周知・啓発を行います。	こども育成課 指導課	(こども育成課) ・保護者に対して、男女平等教育の意識向上を図る為、園だよりやポスターの掲示等を通した周知啓発を行う。 (指導課) ・最新の情報を適宜提供するなど、周知・啓発を行った。	(こども育成課) ・積極的な働きかけは難しい。 (指導課) ・周知・啓発を行うことができた。	(こども育成課) ・保護者に対して、男女平等教育の意識向上を図る為、園だよりやポスターの掲示等を通した周知啓発を行う。 (指導課) ・最新の情報を適宜提供するなど、引き続き周知・啓発を行う。

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現のための意識づくり

3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
	<p>【重点項目②関係】 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための学習機会を提供します。</p>	<p>人権くらしの相談課 にんじんサロン</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性を対象に、「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識や、「子どもとの関わり方が分からない」という意識を軽減し、男性の育児・家事参加を促す2週連続講座「お父さんのための講座」(11/26「パパの絵本大作戦!子どもの「生きる力」を伸ばす読み聞かせ)、12/3「ご機嫌な夫婦であるために 夫婦の家事シェア10のコツ」)を開催した。また、開催日については働いている男性が参加しやすいよう土曜日とした。 ・男性に、にんじんサロンを身近に感じてもらい、男女共同参画を考えるための契機とするため、「60歳からの貯筋づくり」(3/1)や59歳以下の人を対象に、「10歳若返る簡単筋トレ「肉体改造セミナー」(3/5)を開催し、男性が参加しやすい講座づくりを行った。</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性が参加しやすい内容、時間帯等の検討が必要。 ・子育て世代だけではなく、様々な年代の男性が参加しやすい内容・周知方法の検討が必要。</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性が参加しやすい男女共同参画講座等の企画に努め、10月に実施する。</p>

<p>①男性に対する理解の促進</p>	<p>【重点項目②関係】 男性の子育てや家事などを支援する講座や教室などを、日程等に配慮して実施します。</p>	<p>人権くらしの相談課 にんじんサロン 子育て応援課 生涯学習課 スポーツ青少年課</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性の育児・家事参加を促す講座「お父さんのための講座」(11/26「パパの絵本大作戦!子どもの「生きる力」を伸ばす読み聞かせ)、12/3「ご機嫌な夫婦でいるために夫婦の家事シェア10のコツ」)を開催した。 ・子育て世代対象の親子で参加する手作り講座「親子で芳香剤を作ってSDGsに貢献しよう!」(8/19)を開催した。 (子育て応援課) ・両親教室における父親向けの講座を参加しやすい日曜日に4回開催。延66名の父親が参加。男性も育児を積極的に楽しめるよう、新生児の沐浴や着替えの練習等を行った。 (生涯学習課) ・「パパママほっこりおしゃべりサロン」等の親学習講座を休日を含め年7回行った。 (スポーツ青少年課) ・総合体育館で、男性のみを対象とした教室はないが、低年齢のお子様(1歳6ヶ月~3歳11ヶ月)と保護者を対象とした運動あそび教室を実施した。</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性が参加しやすい内容、時間帯等の検討が必要である。 (子育て応援課) ・父親向けの育児体験を通して、親になる自覚を育む良い機会となっている。 (生涯学習課) ・男性の参加率をもう少し上げていく必要がある。 (スポーツ青少年課) ・参加者数も増え、リピーターも多いが、保護者参加のほとんどが母親である。</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・内容の充実などを図りながら、実施する必要がある。 ・子どもの長期休みに合わせて、男性が参加しやすい子育て・家事参画支援講座等の企画・運営を行う。 (子育て応援課) ・父親向けの講座を日曜日に6回開催予定。 (生涯学習課) ・男性でも参加しやすいよう、育休パパといった文言を追加して、親学習講座を休日含め数回実施する。 (スポーツ青少年課) ・男性のみを対象とした教室の実施予定はないが、引き続き親子を対象とした教室を実施し、父親の参加も促していく。</p>
<p>②男性に講座等に積極的に参加してもらうための働きかけ</p>	<p>【重点項目②関係】 家族等周囲から男性に対して参加を促してもらうよう協力を依頼します。</p>	<p>人権くらしの相談課 にんじんサロン</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・にんじんサロン連絡会を通じ、家族等に講座や研修等に参加を促すよう働きかけた。</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男女共同参画社会の実現には男女ともの理解が不可欠であるという認識の浸透と、周囲に発信できる人材育成が必要。</p>	<p>(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・周囲から男性へ働きかけてもらえるよう、男女共同参画社会の実現における男性の重要性を理解してもらいやすい講座等の企画・運営に努める。 ・引き続き、にんじんサロン連絡会を通じて男性への働きかけに努める。</p>

基本方向Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

1) 雇用の場における男女共同参画の推進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①事業所に対する男女共同参画に関する啓発と関連法令等の周知	事業所に対し、研修等の周知や市広報・啓発冊子等による情報提供を通じて、男女共同参画の取組を促す啓発を行うとともに、関連法令等の周知を行います。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府等の関係機関発行の冊子等による啓発を行った。 ・泉大津市事業所人権協議会を通じ、事業所向けの研修情報を提供するとともに、事業所の積極的な参加を促した。また、市内企業への関係DVDの貸し出しを受け付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・泉大津市事業所人権協議会加入事業所は現在71社あり、これらの事業所には一定の情報提供ができています。同協議会加入事業所の増加が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き大阪府等の関係機関発行の冊子等による啓発を行う。 ・泉大津市事業所人権協議会を通じ、男女共同参画に関する各種情報提供を行う。
②事業所に対する男女共同参画に関するセミナー等の実施	<p>【重点項目③関係】</p> 事業所を対象とした男女共同参画に関するセミナー等を実施します。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対して、セミナー等の周知を行うとともに、積極的な参加を促した。 ・泉大津市事業所人権協議会新入社員（職員）人権問題研修会講演「社会人としての心構えについて」、ビデオ研修「新・人権入門」、参加者への「にんじんサロン施設見学」を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関するセミナーについて、より積極的に情報を収集する必要がある。 ・事業所からの参加者が少ないのが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対して引き続き周知を行うとともに、セミナーの情報を積極的に収集するよう努める。 ・事業所が参加しやすい男女共同参画講座等の企画に努める。
③事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取組への働きかけ	<p>【重点項目③関係】</p> 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所（労働者数が300人以下）に対して、策定を働きかけます。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを通じて、事業所に対し、事業主行動計画を策定するよう働きかけを行った。 ・泉大津市事業所人権協議会を通じて提供した事業所向けの研修に、女性活躍推進法にかかる内容を盛り込んだ。（9/16,17ドーンdeキラリ2days 2022 「女性活躍推進セミナー」「女性が輝く組織づくり」「聞いてみよう！一歩先行く働き方～両立支援とダイバーシティ～」） ・女性活躍推進法に係る内容の盛り込まれたチラシ等の配架を行った。（「マンガで読む女性のための働くルールBOOK」） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対し、より効果的な働きかけを行うため、情報提供媒体や手法について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業所に対し、事業主行動計画を策定するよう働きかけを行う。 ・労働者数が101人以上の事業所における女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定について更なる周知を行う。 ・ホームページ等を活用し、更なる法の周知を行う。
	<p>【重点項目③関係】</p> 男女共同参画に関する取組を積極的に行う事業所を市広報などで紹介します。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する取組を積極的に行う泉大津市内の事業所を増やすために、ホームページ等で「えるぼし」認定・「くるみん」認定の周知・啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する取組を行うことについての重要性やメリットについて周知することで、各事業所の男女共同参画に対する意識の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対するアンケート等の手法を用い、男女共同参画に関する取組を積極的に行う事業所の情報を収集し、HP等で紹介することで、男女共同参画に対する機運を高める。

基本方向Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

2) 女性の就業機会の拡大

施策内容	取組内容	所 管	令和4年度実績	課 題 ・ 評 価	令和5年度実施計画
①女性の就業支援	就労に関する情報の収集・提供を行います。	人権くらしの相談課	・ハローワーク等の関係機関と協働で就職情報フェア（11/24）を開催し、雇用に関する情報の収集・提供を行うとともに、合同就職面接会を行った。また、子育て中の女性を対象としたセミナーとして、マザーズ就活セミナー（子育て世代のお金の話『年収の壁と教育資金準備』）を併せて開催した。 ・就労のための講座「女性のための再就職応援講座」（9/28、10/5）を開催した。 ・ハローワーク等の関係機関が行う、就職活動支援セミナー等の情報提供を行った。	・就職情報フェア・女性の再就職応援講座について、より集客が見込めるような広報手法を検討する必要がある。	・就職情報フェア（11月）や就労支援関係講座（9・3月）等を開催するとともに、関係機関が行う就業に関するセミナー等の情報提供を行う。
	関係機関と連携して、技術取得や能力開発のための講座等の情報提供を行います。	人権くらしの相談課	・大阪府等の関係機関と連携し、各種講習会等の情報提供を行った。	・継続して情報提供を行う必要がある。	・引き続き大阪府等の関係機関と連携し、各種講習会等の情報提供を行う。
	パートタイム・派遣労働者、家内労働者などが抱える問題についての相談体制の充実を図ります。	人権くらしの相談課	・労働相談で対応するとともに、複雑な事案については泉大津市労働問題推進対策協議会及び関係機関と連携し対応を行った。	・担当職員の労働相談に関する技能を向上させることが必要である。	・担当職員の労働相談に関する技能の向上に努めるとともに、労働問題推進対策協議会及び関係機関と連携し相談体制の充実を図る。
	情報提供等により、事業所における男女の均等な採用を促進します。	人権くらしの相談課	・大阪府等の関係機関発行の冊子やチラシ等による啓発を行った。	・継続して情報提供を行い、啓発を図る。	・引き続き大阪府等の関係機関発行の冊子・ポスター・チラシ等による啓発を行う。
	求職者が就職先を検討する上で、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の情報を取得することができるよう、周知を図ります。	人権くらしの相談課	・ホームページに事業主行動計画について掲載し、周知を図った。 ・泉大津市事業所人権協議会を通じリーフレットを配布するなど、周知を図った。	・継続して周知する。	・引き続き事業主行動計画の周知を図る。
②市職員の男女の均等な採用の促進	「泉大津市特定事業主行動計画」に基づき、市職員の男女の均等な採用を促進します。	人事課 市立病院 消防本部	(人事課) ・男女の性別に関わりなく、適正に採用を行った。 (市立病院) ・採用者18名(うち女性10名) (消防本部) ・令和4年4月に女性を2名採用することができ、複数の女性消防吏員を配置することができた。	(人事課) ・近年、女性職員の採用が増えていることで、着実に女性の就業機会の拡大を図ることができている。ただし、男女の採用者数には毎年ばらつきがあるため、男女のバランスの良い採用の仕組みについての検討も必要と考える。 (市立病院) ・性別に関わりなく適正に採用を行った。 (消防本部) ・更なる女性職員の活躍推進に向け職場環境づくりに取り組む。	(人事課) ・女性の就業機会の拡大を図りつつ、男女の均等な採用を促進する。 (市立病院) ・引き続き性別に関わりなく適正に採用を行う。 (消防本部) ・採用試験実施時は、男女の均等な採用を促進するとともに、採用試験募集の更なるPRを実施する。

基本方向Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

3) 仕事と生活の調和

施策内容	取組内容	所 管	令和4年度実績	課 題 ・ 評 価	令和5年度実施計画
①仕事と家事・子育て等の両立支援	保育所・学童等における保育サービスの充実を図るとともに、周知を図ります。	こども育成課 スポーツ青少年課	(こども育成課) ・子育てアプリについて子育てガイドブックや広報に掲載し周知を行った。 (スポーツ青少年課) ・市内全小学校で、保護者が就労している家庭等の児童を留守家庭児童会(仲よし学級)にて受け入れた。また、令和3年度より開始となった延長保育(午後6時から午後7時まで)、長期休業期間限定の利用についても継続した。待機児童なし。	(こども育成課) ・子育てアプリのPRを行い、登録数を増やす必要がある。 (スポーツ青少年課) ・事業を継続します。	(こども育成課) ・幼稚園、保育所、認定こども園における保育サービスの子育てアプリを通して、より身近で利用しやすいものにする。 (スポーツ青少年課) ・引き続きサービスの充実と周知を図る。
	仕事と生活の両立に対する理解の促進を図るとともに、育児休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	人権くらしの相談課 子育て応援課	(人権くらしの相談課) ・事業所に対し、ホームページや大阪府等の関係機関発行の冊子等による啓発を行った。 ・泉大津市事業所人権協議会を通じて提供した事業所向けの研修に、育児休業の取得にかかる内容を盛り込んだ。(9/16,17ドーンdeキラリ2days「改正育児・介護休業法等説明会」「聞いてみよう!一歩先行く働き方~両立支援とダイバーシティ~」「仕事と家庭 両立支援セミナー」) ・育児休業に係る内容の盛り込まれたチラシ等の配架を行った。(「マンガで読む女性のための働くルールBOOK」「育児・介護と仕事の両立に向けた応援ガイドブック」「働く前に知っておくべき13項目」「働く人・雇う人のためのトラブル防止Q&A」)	(人権くらしの相談課) ・仕事と生活の両立について、事業所・労働者の両者に周知し、更なる理解促進を図っていくことが必要。	(人権くらしの相談課) ・引き続き事業所に対してホームページや大阪府等の関係機関発行の冊子等による啓発を行う。 ・市で行う男女共同参画講座のカリキュラムに、仕事と生活の両立の理解促進に関する内容を盛り込む。

	子育てを支援する教室等を開催するとともに、周知を図ります。	子育て応援課 生涯学習課 スポーツ青少年課	<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食講習会を12回開催。 ・両親教室を12回実施。妊娠期から産後にかけての講義、父親向けの講座では育児体験等を実施した。 <p>(生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親学習講座を実施し、保護者同士で学びながら意見交換やお話ができる機会を設けた。 <p>(スポーツ青少年課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館で、低年齢のお子様(1歳6ヶ月～3歳11ヶ月)と保護者を対象とした、子どもの発育発達に寄与し、子どもと保護者のコミュニケーションを深める運動あそび教室を実施した。SNS等で宣伝を行った。 	<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食講習会・両親教室を通して、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得に資することができた。 <p>(生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の参加率をあげていく必要がある。 <p>(スポーツ青少年課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者も増え、リピーターも多く、子どもの発育発達と親子のコミュニケーションの活性が図れているが、このような教室があることの認知はまだ不足している。 	<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食講習会を12回、両親教室は日曜開催を6回に変更し開催予定。 <p>(生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性でも参加しやすいよう、育休パパといった文言を追加して、親学習講座を休日含め回数実施する。 <p>(スポーツ青少年課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して運動あそび教室を実施する。また、SNS等での宣伝を継続していく。
②仕事と介護の両立支援	介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	高齢介護課 障がい福祉課	<p>(高齢介護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者を含め広く介護サービスに関する情報の周知を行った。 <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者個々のニーズに応じた適正な障がい福祉サービスを提供することにより、日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援した。 	<p>(高齢介護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスに関する情報の周知については随時発信していく必要がある。 <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画をより適正に審査・対応できる体制を構築し、またホームページなど、わかりやすい情報提供を行う必要がある。 	<p>(高齢介護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報紙等で家族介護者を含め広く介護保険サービス情報の周知を行う。 <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じた適切なサービスを、引き続き提供する。
	介護休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対し、ホームページや大阪府等の関係機関発行の冊子等による啓発を行った。 ・育児・介護休業法についてのポイントを盛り込んだチラシを、泉大津市事業所人権協議会を通じて提供した。 ・介護休業に係る内容の盛り込まれたチラシ等の配架を行った。(「マンガで読む女性のための働くルールBOOK」「誰だって、介護と仕事の両立のための応援ガイドブック」「働く前に知っておくべき13項目」「働く人・雇う人のためのトラブル防止Q&A」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業を取りやすい職場環境づくりに対する理解促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業所に対してホームページや大阪府等の関係機関発行の冊子等による啓発を行う。 ・介護休業取得率向上に資する情報発信に努める。

	<p>男性職員・男性教職員が育児休業を取得できる環境づくりに努めます。</p>	<p>人事課 指導課 市立病院 消防本部</p>	<p>(人事課) ・育児休業制度の周知等を行った。 (指導課) ・男性も育児休業等が取得できることを各校に対して周知した。 (市立病院) ・男性職員1名取得。 (消防本部) ・スムーズに育児休業が取得できるよう、わかりやすくまとめた資料を対象者や所属長などに配布し周知を図った。</p>	<p>(人事課) ・周知を図った結果、男性職員の育児休業取得に繋がった。引き続き、取得促進の取組が必要と考える。 (指導課) ・男性職員・男性教職員が育児休業を希望するケースが少ない。また、担っている職務が代替の効かない場合もあり、支援体制の構築が課題である。 (市立病院) ・過年度において男性の取得実績あり。 ・申請により取得可能。 (消防本部) ・育児休業制度の認知度の向上と職員全体の育休への理解を深めた。</p>	<p>(人事課) ・引き続き、育児休業制度の周知等を行い、取得促進に取り組んでいく。 (指導課) ・男性職員・男性教職員の育児休業制度についての周知を推進する。また、管理職に対しても育児休業等の取得の推進、支援体制の構築に努めるように指導助言する。 (市立病院) ・引き続き実施 (消防本部) ・引き続き育児休業制度の認知度の向上と職員全体の育休への理解を深め取得しやすい環境づくりに努める。</p>
<p>③市職員・教職員の仕事と生活の両立支援</p>	<p>市職員・教職員の仕事と生活の両立支援を推進します。</p>	<p>人事課 指導課 市立病院 消防本部</p>	<p>(人事課) ・夏季休暇との併用利用を促すなど、計画的な有給休暇の取得を促進した。また、職員の時間外勤務の削減や、産前産後休暇、育児休業等の取得の促進に努めるとともに、多様で柔軟な働き方の運用を行った。 (指導課) ・統合型校務支援システムの勤怠管理により、超過勤務時間の把握ならびに見える化を行った。小・中学校において週1日、残業せずに全教員が退勤する日(一斉退庁日)や夏季休業期間中の学校閉庁日を設定した。小学校は午後6時以降、中学校は午後6時30分以降の電話については機械応答を導入するなど、教職員が帰宅しやすい環境整備を行っている。また、中学校においてノークラブデーを設けるなどして教職員の長時間勤務の解消を図った。 (市立病院) ・部分休業取得者5名 ・年次有給休暇については、労働基準法で定められている年5日取得は全職員での達成には至らなかった。 (消防本部) ・隔日勤務者の年次有給休暇や夏季休暇の一部を休暇指定日として組み込むなど、平等に取得できるよう取組んだ。</p>	<p>(人事課) ・時間外勤務については、新型コロナウイルス感染症対策による業務増の影響で高止まりしている。また、有給休暇の平均取得日数は伸び悩んでいる。 (指導課) ・超過勤務時間の把握をすることで、各校の管理職に指導助言を行うことができ、超過勤務時間の減少が見られた。ただ解消できていない時期が見られることは課題である。(4月・5月・10月)一斉退庁日・ノークラブデーの実施に関しては、職員の意識改善が見られ、一定の効果があったと考えられる。 (市立病院) ・部分休業は取得者が増えており制度についての周知が進んでいると評価している。 ・年次有給休暇については、コロナ禍における影響もあり全職員の年5日取得には至らなかった。 (消防本部) ・令和4年の年次有給休暇の取得率は前年と比べわずかに減少したが、ほぼ横ばいの同水準となった。 ・新型コロナウイルス感染症に係る勤務人員確保のため、年次有給休暇の取得枠に制限がある状況の中、職員同士が協力しながら取得できるよう努めた。</p>	<p>(人事課) ・引き続き、有給休暇の取得促進、時間外勤務の削減のための通知等を行っていく。 (指導課) ・学校閉庁日の拡充など、昨年度までの取組みを継続・拡充する。また行事や会議の精査など業務改善の見直しを行っていく。 (市立病院) ・所属長の許可があれば部分休業取得可能。 ・引き続き年次有給休暇5日取得について周知していく。 (消防本部) ・今後も年次有給休暇の取得の促進及び時間外勤務の削減に努める。</p>

基本方向Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

4) 多様な働き方を可能にするための支援

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①女性の起業に向けた支援	起業セミナー開催のサポートや、融資制度等の情報提供を行い、女性起業家に対する支援の充実を図ります。	人権くらしの相談課 地域経済課	(人権くらしの相談課) ・起業セミナーの開催に係る内容の盛り込まれたチラシ等の配架を行った。(「起業するか転職するか～選択肢を整理する～」 「フリーランス&個人事業のための基礎知識」、「ネットショップをはじめよう」、「コミュニティ・ビジネス起業家養成講座」) (地域経済課) ・女性起業家向けの融資制度等、優遇施策の周知を行った。	(人権くらしの相談課) ・女性の多様な働き方を支援するための啓発を行うことが必要。 (地域経済課) ・引き続き女性起業家への優遇施策に対するの周知に努める。	(人権くらしの相談課) ・女性の多様な働き方を支援するための施策を調査・研究し、支援の充実を図る。 (地域経済課) ・引き続き女性起業家への優遇施策に対するの周知に努める。
②NPO等の活動を支援	NPO活動のための技術指導、情報提供を行うとともに、活動支援を行います。	市民協働推進課	・市民活動支援センター及び当課にて国や府等からの情報提供、団体の設立にかかる助言、運営に係る研修会等の開催を行った。	・市民活動に関する相談・助言や情報発信・提供を行うとともに、ICTの活用やボランティアに関連した講座の開催により、コロナ禍でも市民活動を続ける方法や啓発学習の機会を提供した。また市民活動支援センターへの登録増加にも寄与した。	・引き続き、団体の情報収集を図るとともに、市民活動支援センター登録団体の増加に努める。

基本方向Ⅲ 意思決定の場における男女共同参画の推進

1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①審議会等への女性の参画の促進	審議会や委員会における女性委員の割合について、目標値達成に向けた働きかけを行うとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消をめざします。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度における審議会等の女性委員の割合は34.26%であり、女性委員のいる審議会等の割合は、現在委員のいない審議会を除き82.46%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度における審議会等の女性委員の割合は34.89%、女性委員のいる審議会等の割合は、現在委員のいない審議会を除き90.56%であり、両者とも減少した。調査の回答に消防本部の委員会が増えたことに起因しており、消防本部の管理職で構成される委員会であるため、女性管理職のいない消防本部において、女性委員を登用することができないことから、全体としての割合が減少した。 目標値達成年度を見据え、双方の底上げが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 例年の照会の際等に、審議会等の女性委員の割合を令和6年度までに40%、女性委員のいない審議会等の割合を令和7年度までに0%にするという目標値の周知を図り、その目的を庁内職員に周知することで、職員の意識を高め、目標達成への動機づけの機会とする。 さらに、照会の際に女性委員の人材提供サービスについて周知を行うことで、女性委員の登用を促す。
②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進	「泉大津市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を促進するとともに、女性教職員の管理職への登用を促進します。	人事課 指導課 市立病院 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> (人事課) ・未来の管理職になり得る人材を育成した。 (指導課) ・市教委（府在籍含む）：6名 ・小中学校：5名 (市立病院) ・看護部長、看護師長がすべて女性。また、その他の部署においても女性職員を管理職に配置している。 (消防本部) ・管理職に登用できる女性職員なし。 	<ul style="list-style-type: none"> (人事課) ・前年度に引き続き登用拡大を行っているが、今後も登用拡大に向けての取り組みが必要と考える。 (指導課) ・令和4年度の管理職試験受験者は4名であったが、新たな管理職志望者がいなかったことは課題であると捉えている。 (市立病院) ・バランスの取れた登用を心がけていきたい。 (消防本部) ・対象者がいないため課題・評価なし。 	<ul style="list-style-type: none"> (人事課) ・引き続き、女性職員を管理部門・事業部門・窓口部門等の多彩なポストに積極的に配置する。 (指導課) ・管理職業務に対する理解を男女を問わず進めながら、将来管理職候補となりうる女性の育成及び登用を図っていく。 (市立病院) ・性別に関わらず、経験・能力に基づき、バランスの取れた登用を行う。 (消防本部) ・対象者がいないため計画なし。

<p>③地域における方針決定の場への女性の参画の促進</p>	<p>自治会の会長や各種地域団体の役員への女性の選出について働きかけます。</p>	<p>市民協働推進課 地域団体所管課</p>	<p>(市民協働推進課) ・自治会連合会の会合時に、単位自治会及び自治会連合会の役員選出時における女性活躍について意見交換を行った。 (都市づくり政策課) ・女性まちづくり会議を4回開催した。 (環境課) ・環境美化衛生活動に携わる衛生委員137名中女性73名が委員として活動している。また、6名の役員中3名が女性役員である。</p>	<p>(市民協働推進課) ・単位自治会長及び自治会連合会役員の、女性選出率が低いことについて改善が必要。 (都市づくり政策課) ・活動内容が固定化されているため、今後の活動内容の工夫が必要である。 (環境課) ・委員の高齢化</p>	<p>(市民協働推進課) ・女性の単位自治会長及び役員の選出について、会合等で方策を検討し、働きかけを行う。 (都市づくり政策課) ・女性まちづくり会議を開催する。 (環境課) ・委員会全体の活動の中で女性の参加を促進していく。</p>
<p>④事業所における女性の管理職等への登用の働きかけ</p>	<p>商工会議所や事業所人権協議会と連携し、女性職員の管理職等への登用を働きかけます。</p>	<p>人権くらしの相談課</p>	<p>・商工会議所や泉大津市事業所人権協議会と連携し、女性職員の管理職等への登用を働きかけた。</p>	<p>・継続して企業への管理職登用について働きかけを行う必要がある。</p>	<p>・引き続き商工会議所や事業所人権協議会と連携し、女性職員の管理職等への登用を働きかける。 ・男女雇用機会均等法周知に併せたり、事業所人権協議会総会等で周知するなど工夫する。</p>

基本方向Ⅳ あらゆる暴力の根絶

1) DV防止対策の推進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①女性に対する暴力防止に向けた取組の推進	市内におけるDVの現状と課題の把握に努めます。	人権くらしの相談課	・市内におけるDV相談件数等の実態調査を行い状況把握に努めた。	・DV相談件数の推移・傾向等の把握のため、継続して実施する必要がある。	市内におけるDV相談件数等の実態調査を年2回行い状況把握に努める。
	DV防止法等の法律・制度の周知を図ります。	人権くらしの相談課	・関連チラシの配布、ポスター掲示、広報、ホームページ等を通じて情報提供を行った。	・新規DV相談件数は一定しており、法周知については継続して行う必要がある。	・引き続き法の周知を図るとともに、相談者に対しても適宜情報提供を行う。
	DV防止のための啓発を行うとともに、講座等を実施します。	人権くらしの相談課	・11/12～25の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、にんじんサロン・人権くらしの相談課・各公共施設において、「パープルリボンメッセージ」を募集した。また、前年度に集まったメッセージを市役所1階ロビーにて展示した。 ・庁舎屋上のデジタルサイネージにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動」についての周知・啓発を実施した。	・参加した市民にとって、女性に対する様々な暴力を知るとともに、パープルリボンに自らメッセージを書くことで、女性に対する暴力根絶を再認識する機会となった。 ・DVは未然防止の観点から重要であるため、定期的な啓発にとどまらず、さまざまな手法で啓発していくことが必要。	・DV防止に関する講座等の企画・運営に努める。 ・引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、啓発事業を行う。
	デートDVの防止に向けて、学校等で理解を深めるための講座等を実施します。	人権くらしの相談課 指導課	(人権くらしの相談課) ・人権くらしの相談課や、パープルリボンメッセージの展示に合わせて様々な年代向けの啓発リーフレットの配架を行った。(「今つきあってる恋人との関係、これでいいのかと考えてみた結果」「好きやったらいいとおもってない?」「NO!デートDV」) (指導課) ・デートDVを含めた暴力防止について周知するなどの啓発を行った。	(人権くらしの相談課) ・実現可能な手法(単独、もしくは類似テーマの研修に盛り込む等)について検討が必要。また、教育委員会との調整が課題。 (指導課) ・被害は外から見えにくく、当事者が我慢していることも考えられるため、意識改革や安心して相談できる体制づくりが望まれる。	(人権くらしの相談課) ・ホームページ等でデートDVについて周知を図る。 (指導課) ・デートDVを含めた暴力防止や国・府の研修について周知するなどの啓発を行うとともに、人権教育担当者対象の研修も行い、未然防止に向けた取組を推進する。
	犯罪等の未然防止に関する活動など、安全・安心のまちづくりの推進に努めます。	市民協働推進課	・泉大津市防犯委員会と連携し、青色防犯パトロール車でのパトロールや自治会が設置する防犯灯や防犯カメラ設置への補助等を行った。	・犯罪発生件数の推移を勘案し、今後も犯罪未然防止に努めていく必要がある。	・引き続き各種団体と連携し、防犯啓発活動を実施すると共に、防犯灯や防犯カメラへの設置及び維持管理等への補助を行うことにより設置を促進する。

	市職員に対して、DVに関する理解を深めるための研修等を実施します。	人権くらしの相談課 人事課	(人権くらしの相談課) ・大阪府が主催する講座の案内を行い、1課の職員が参加した。 (人事課) ・人事課主催での研修は実施していない。	(人権くらしの相談課) ・DV等支援措置制度について学ぶための研修実施を検討する必要がある。 ・実現可能な手法(単独、もしくは類似テーマの研修に盛り込む等)について検討が必要。 (人事課) ・DV等支援措置制度について学ぶための研修実施を検討する必要がある。	(人権くらしの相談課) ・女性に対する暴力をなくす月間等に庁内職員に対しても改めてDVについて周知し、DVに対する理解を促進するとともに、対応を考える機会とする。 ・大阪府が主催する講座の案内を庁内各課に行い、参加を呼び掛ける。 (人事課) ・現時点での実施は未定。
②相談体制の整備・充実	DVに関する相談窓口の周知を図ります。	人権くらしの相談課	・広報紙、ホームページ等で周知を図った。	・DV相談件数は増加傾向にあり、相談窓口の周知については継続して行う必要がある。	・広報紙、ホームページ等で周知を図る。
	被害者からの相談等に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を進めます。	人権くらしの相談課	・記録作成方法の見直しを行い、2回目以降の面談時に前回の担当者以外でも対応できるよう整理した。 ・課内協議時に必ず複数で協議を行うこととし、適切な対応を行えるよう努めた。	・異動等があっても相談の質を落とさない仕組み作りが必要。	・適宜加筆修正を行い、相談の質の保持に努める。
	専門的な知識を持った相談員(フェミニスト・カウンセラー)を配置した相談窓口の充実を図ります。	人権くらしの相談課	・広報紙、ホームページ等で周知を図った。	・継続の相談者が多く、新規の利用率向上が課題。 ・当日キャンセルが発生した際の調整が課題。	・市民向けの周知に加え、庁内に対しても周知を行い、新規の相談者の増加を見込む。 ・第1火曜日・第3水曜日の月2回、定期的な開設とすることで、利便性の向上を図る。
	相談窓口職員の資質の向上のために、さまざまな研修等へ参加させ、理解を深めます。	人権くらしの相談課	・資質向上のため、府等が開催する研修会等に積極的に参加した。	・研修に参加することで相談に対応するための知識を深めることができた。 ・一定のノウハウ蓄積が実現できた。引き続き関連法の改正等を注視し、常に適切な助言等ができる体制を整えておく必要がある。	・今後も引き続き、資質向上のため府等が開催する研修会等に積極的に参加する。

③関係機関との連携の強化	被害者の保護と支援を推進するため、庁内の関係課との連携を図るとともに、配偶者暴力防止支援センター、警察等の関係機関と連携・協力します。	人権くらしの相談課 全課	<p>(人権くらしの相談課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースごとに個別に判断し、適切な機関につないだり情報提供等を行った。庁内関係各課に加え、外部機関とも連携・協力した。 <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制及び連携協力体制により、業務マニュアルに即したタイムリーな虐待対応を行った。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVの相談を受けた際は庁内の関係課との連携を図っている。 	<p>(人権くらしの相談課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に外部機関との連携・協力強化が必要。 <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とのより緊密な連携や情報の共有、啓発を強化する必要がある。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は相談件数はなし。 	<p>(人権くらしの相談課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が持つ制度についての理解を進め、更なる連携強化を図る。 <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者に寄り添い、相談から問題解決に取り組み、各関係機関との連携を強化していく。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も相談を受けた際は庁内の関係課と連携を図る。
④被害者の自立のための支援	被害者の状況を把握した上で、自立のための支援を行います。 経済的に困窮する被害者に対して、生活保護制度や、生活困窮者自立支援事業による支援を行います。	人権くらしの相談課 福祉政策課 生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた具体的な制度を持つ関係機関へのつなぎ、被害者自身のエンパワメントに努めた。 <p>(福祉政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談や生活保護制度の情報提供やつなぎを行った。また、市民生活応援窓口などでの情報提供・連携をはじめ、自立支援に向けた相談や支援に努めた。 <p>(生活福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者に関してはすみやかに転居支援等を行い、受給者以外についても生活保護申請を受理し、転居支援等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種自立支援制度の理解を深め、関係機関に適切につなぐことが必要。 <p>(福祉政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の強みを生かした、より地域に密着した支援ができるようになった。 <p>(生活福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、相談のあったケースには適切に対応できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた具体的な制度を持つ関係機関へのつなぎ、被害者自身のエンパワメントに努める。 <p>(福祉政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関と連携しながら支援に努める。 <p>(生活福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関と連携しながら、支援につとめる。

基本方向Ⅳ あらゆる暴力の根絶

2) セクシャル・ハラスメント対策の推進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①雇用の場におけるセクシャル・ハラスメント対策	事業所に対してセクシャル・ハラスメント対策に取り組むよう働きかけます。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府等の関係機関発行の冊子等による啓発を行った。 ・泉大津市事業所人権協議会を通じて提供した事業所向けの研修に、セクシャル・ハラスメント対策にかかる内容を盛り込んだ。（「第1期、第2期人権リーダー養成講座」、「ハラスメントから見たビジネスと人権」） 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して情報提供を行い啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関と連携し啓発を行う。
②市職員・教職員へのセクシャル・ハラスメント対策	庁内や教育の場などにおけるセクシャル・ハラスメントの防止に努めます。	人事課 指導課 市立病院 消防本部	<p>（人事課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象にハラスメント防止研修を実施している。また、庁内にハラスメント相談員を設置している。 <p>（指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校においてセクシャル・ハラスメント防止に関する研修を複数回実施するとともに、初任期の教職員対象の研修も実施した。またセルフチェックシートの周知も行った。 <p>（市立病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部署において本庁の研修への参加や外部研修受講者の伝達講習会の実施、管理職の勉強会などを実施。 <p>（消防本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント相談員に加え相談補助員の制度を周知し、より相談しやすい環境づくりに努めた。また、ハラスメントに関する各種研修会に職員を派遣し、研修後にフィードバックした。 	<p>（人事課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場づくりを目指し、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等に関する知識（未然防止・相談対応等）を学習した。また、ハラスメント相談員を設置することで相談しやすい環境づくりを行っている。 <p>（指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等の動向を含めた、具体的事例を通して、教職員が自分事としてとらえるなど意識改革の推進と内容の更なる精査を行っていく必要がある。 <p>（市立病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止について学んだ内容を職場でフィードバックするなど、知識の共有に努めた。 <p>（消防本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場全体での各種ハラスメントに対する意識改善及び知識の向上が図られた。 	<p>（人事課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全職員を対象に「ハラスメント防止研修」を実施する。また、ハラスメント相談員を適正に配置し、相談体制の充実を図る。 <p>（指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を男女複数にするなど相談しやすい体制を整備するとともに、人権教育担当者対象のセクシャル・ハラスメント防止に関する研修も実施するなど、研修のさらなる充実を行い、セクシャル・ハラスメントの防止に努める。 <p>（市立病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きハラスメント防止に努める。 <p>（消防本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消防本部内のハラスメント相談員等による研修会を開催し、ハラスメント防止のため各種取り組みを実施する。

基本方向V 安全・安心な暮らしの基盤づくり

1) 生涯にわたる心とからだの健康保持

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
	<p>自己の健康管理を促進するため、健康づくりに関する講座等を開催するなど、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、各種健康診査体制や相談体制の整備を図ります。</p>	<p>健康づくり課 市立病院</p>	<p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育付きの運動講座や胃がん、睡眠についての健康教育を開催した。 ・がんの早期発見や生活習慣病の予防を目的として、各種健(検)診を実施。乳がん・大腸がんに関するちらしを作成し、各種健(検)診で配布した。また、乳がん検診・大腸がん検診の待ち時間を活用し、受診勧奨のビデオ学習を行った。 ・出前講座については、地域に出向き、あしゆび力測定や握力測定を用いた体験型の講座や、専門職による健康相談を実施するなど、健康づくりの正しい知識の普及を図った。 ・また、イベントや講座で健康状態の見える化を積極的に行なった。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公開講座 開催なし ・保健センターと連携し、各種健康診断を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育付きの運動講座や胃がん、睡眠についての健康教育、出前講座を開催し、健康づくりの意識向上や正しい知識の普及が図られた。 ・出前講座については、体験型の講座や、専門職による健康相談を実施し、健康状態が見える化できるよう積極的に取り組んだ。その取り組みにより、令和3年度と比較すると測定者数が増加した。がん検診の受診率は、令和4年度と令和3年度の受診率を比較すると、大腸がん・子宮がん検診は減少し、それ以外のがん検診は上昇した。特定健診・がん検診いずれもコロナ以前の受診率には戻っておらず、受診習慣を取り戻すよう受診勧奨に取り組む必要がある。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、市民公開講座など、開催を見送らざるを得ないものもあった。 	<p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診については、肺がん検診を地域の商業施設でのがん検診の実施を検討するとともに、アスマイルと連携したインセンティブの付与も引き続き実施し、特定健診、がん検診の受診率向上を図る。また、特定健診受診後、保健指導が必要な者については講座を実施する。 ・運動講座や健康教育、市主催のイベント等では引き続き健康状態の見える化を行ない、健康意識の向上、健康づくりの知識の普及を図る。また、ホームページや広報紙、SNSを活用し、幅広い世代に向けてイベント情報等の情報発信を行い周知する。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状において市民公開講座の開催見込みは不透明である。

<p>①健康対策の推進</p>	<p>食に対する意識の向上、知識の普及、啓発等を推進するとともに、生活習慣病予防対策を行います。</p>	<p>子育て応援課 子育て応援課 健康づくり課 環境課 教育政策課 指導課</p>	<p>(子育て応援課) ・離乳食講習会を12回開催。 (こども育成課) ・幼稚園、保育所、認定こども園において、食材への関心を高め、みんなで楽しくおいしく食べようが狙い。旬がわかって、素材の良さを感じられるように野菜を栽培し、収穫したものは持ち帰りや給食で提供した。 ・保育所・認定こども園でオーガニック食材や金芽米を使用し給食提供を行った。 ・幼稚園5歳児に対して、小学校給食体験を実施した。 (健康づくり課) ・9月と3月に市役所ロビーでのパネル展示を実施するとともに、食育掲示板や広報紙の健康コラムの連載により、食や健康づくりへの意識の向上を図った。 (環境課) ・令和4年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため、エコッキング教室は実施せず、小学生を対象とした食ロス削減出前講座を2回実施した。 環境に配慮したオリジナルレシピをHP上において引き続き公開した。 (教育政策課) ・肥満度40%以上の児童生徒で希望者を対象とした小児生活習慣病検診及び結果説明会を実施すると同時に、本市独自の特別な給食である「ときめき給食」をはじめとして、給食や食育指導を通じて、児童生徒に対し食についての意識向上等に繋がった。 (指導課) ・各校において、家庭科や総合的な学習の時間などの教科と関連付けて、栄養教諭による食育の授業を実施した。 ・給食への取組み等で食育の充実を図った。</p>	<p>(子育て応援課) ・離乳食講習会を12回開催予定。 (こども育成課) ・市内給食施設統一献立の日を設けて実施する。 ・保育所、認定こども園でのオーガニック食材を使用した給食提供実施予定。幼稚園で小学校との連携給食を予定。 (健康づくり課) ・パネル展示では、従来の展示とともに健康(検)診予約サイトの二次元コードなどを掲載したティッシュでの啓発物品を配布するなどして工夫していく。 (環境課) ・一般家庭から発生する食品ロスを削減し、ごみの減量化を図るため、「食品ロスレシピ」を市民等から募集し、HP等に公開し、食品ロス削減について啓発を行う。 (教育政策課) ・令和4年度から実施している「ときめき給食」を中心に給食や食育指導を通じて、食についての更なる意識向上等に努める。また、小児生活習慣病検診及び結果説明会については、より効率的に実施できるように業者と打ち合わせする。 (指導課) ・食育の充実については、栄養教諭による授業や講話だけでなく、カリキュラム・マネジメントの視点でとらえる必要がある。各教職員への啓発を行い、様々な教科と関連付けるなど、食育に関する指導内容の充実を図る。</p>
-----------------	--	--	---	--

<p>健康診査や運動・スポーツ等の健康づくり事業の推進を図ります。</p>	<p>高齢介護課 健康づくり課 スポーツ青少年課</p>	<p>(高齢介護課) ・筋力レベルアップ教室(2か月/クール)を3クール実施し、61名が参加した。 (健康づくり課) ・日曜健(検)診や子宮がん検診等と健康診査をセットにした39けんしん、医療機関での個別健(検)診、子育て世代を対象とした保育付きの運動講座を実施した。 (スポーツ青少年課) ・初心者でも安全に運動して頂けるよう初回利用時には各機器の利用方法・注意事項等をご案内を運動前の準備運動の推進、体調チェック表を館内の見やすい場所に掲示した。各トレーニング機器には利用方法や注意喚起のためのPOPを掲示し、積極的な声かけを行った。また、子どもから成人・高齢者までが楽しめるスポーツ教室を実施した。</p>	<p>(高齢介護課) ・令和4年度は3クールの期間において実施したが、利用者に運動習慣をつけてもらうなど、より効果的に事業を実施するためには、実施期間を長くする必要がある。 (健康づくり課) ・39けんしんについては、当日キャンセルが多く、昨年度と比較すると、受診者数は減少している。運動講座では、ウェブ申し込みができる環境を整え、子育て世代等の若い世代が申し込みしやすい環境を整備することができた。 (スポーツ青少年課) ・利用制限があった中、利用者は前年よりも増えたが、体育館にトレーニングジムやスポーツ教室があることの認知はまだまだ不足している。</p>	<p>(高齢介護課) ・筋力レベルアップ教室を6クール(計1年間)実施し、運動習慣をつける人数を増やす。 (健康づくり課) ・引き続き日曜健(検)診や39けんしん、個別健(検)診、運動習慣をつけるための運動講座を保育付きで開催する。 (スポーツ青少年課) ・令和4年度同様にトレーニングジムでのサービス、多世代を対象としたスポーツ教室を実施していくが、総合体育館の認知を高めるための体育館認知イベントを実施していく。</p>
<p>心のつながりや命の尊厳を重視した性に関する指導を実施します。</p>	<p>指導課 市立病院</p>	<p>(指導課) ・各校において各教科や総合的な学習の時間などにおいて、命の大切さや性に関する指導を実施した。 (市立病院) ・出前講座は8講座開催したが、性に関する講座の開催はなし。</p>	<p>(指導課) ・児童生徒の発達段階や実態に応じた指導内容の更なる充実が必要である。 (市立病院) ・今後も引き続きPRが必要。</p>	<p>(指導課) ・引き続き、あらゆる教育活動を通して指導を実施していく。 (市立病院) ・教育委員会と市立病院との連携を強化する。</p>
<p>思春期における心とからだの問題や、性の悩みについて、学校において相談体制を整備します。</p>	<p>指導課</p>	<p>・学校だより等で相談窓口を周知するとともに、スクールカウンセラーの配置など相談体制の充実を図った。</p>	<p>・各校において相談しやすい体制を整えるなど更なる充実が必要。</p>	<p>・小学校にもスクールカウンセラーを配置するとともに、さらなる相談窓口の周知と体制の充実を図っていく。</p>
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の浸透を図ります。</p>	<p>人権くらしの相談課</p>	<p>・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する講座である、「更年期を学ぼう」(2/17)を開催した。 ・大阪府等の関係機関による講座等で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する内容の案内があれば、人権くらしの相談課窓口やにんじんサロンにて配架し、周知に努めた。</p>	<p>・定期的に講座や講演会に要素として盛り込む必要がある。 ・効果的な周知手法の検討及び必要に応じ教育委員会とも調整しながら幅広い世代に知識の浸透を図ることが課題。</p>	<p>・府や関係機関からの情報があった際、庁内やにんじんサロンに配置し、来庁者に対しての周知に努める。 ・講座や講演等にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの内容を盛り込むよう努める。</p>

②性に関する知識の普及と相談体制の整備	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、人権が尊重されるよう啓発や学習機会の提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。	人権くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府性の多様性理解増進条例」についてのポスターの掲示や、同条例のポイントを掲載したチラシの配架を行った。 ・人権くらしの相談課窓口に6色のレインボー（性の多様性を尊重する象徴）フラッグを掲示し、ALLY(アライ：性的マイノリティを理解し、支持するという考えやその考えを持つ人のこと)であることを表明している。 ・ホームページ「多様な性について理解を深めましょう」を公開し、啓発を行った。さらに、市民が正しい知識を習得し理解を深めることで差別の解消をめざし、専門家の助言のもと、ホームページの更新を行った。 ・大阪府の講座等で「性的マイノリティ」に関する内容の案内があれば、人権くらしの相談課窓口やにんじんサロンにて配架し、周知に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に講座や講演会に要素として盛り込む必要がある。 ・効果的な周知手法の検討及び必要に応じ教育委員会とも調整しながら幅広い世代に知識の浸透を図ることが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権くらしの相談課にて開催する講座や講演会に性的マイノリティについての内容を盛り込み、市全体へ周知・啓発を図る。
	学校と相談機関が連携し、性的マイノリティの児童生徒に対して適切に対応し、支援します。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季全体研修会において性の多様性について当事者の方からの研修を実施するとともに、学校だより等で相談窓口を周知し、児童生徒が相談しやすい体制を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応と支援の充実に向けて相談機関と連携するとともに教職員の知識理解を深めるための研修の更なる充実が必要。 ・性の多様性に対してのさらなる具体的な配慮の充実が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性について、児童生徒への支援の充実を図るため、引き続き、教職員向けの研修を実施するなど、人権意識の醸成を図る。
③妊娠・出産に関する健康支援	妊婦健康診査の助成を充実させるとともに、マタニティマークの配布など、母性保護に努めます。	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査助成上限額は116,840円（多胎妊婦は上限146,840円）。マタニティマークは妊娠届出時に全数配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査の助成額については全国平均額を上回り、健診費用のほとんどを受診券でまかなえている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施予定。

基本方向V 安全・安心な暮らしの基盤づくり

2) 安心して子どもを育てることができるまちづくりの推進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
	「いずみおおつ子ども未来プラン」に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園における保育・教育サービスの充実を図ります。	こども育成課	・「園庭開放」は実施なし。「親子で遊ぼう体験会」の内容を変更し園庭で遊んでもらう機会を設けた。	・未就園の子どもを持つ親が、より身近な場所で相談が気軽に受けられる体制づくりが必要。	・「親子で遊ぼう体験会」の中で園庭で遊ぶ機会を設けながら、室内での体験会を再開し、保育・教育サービスが提供できるよう努める。 ・「園庭開放」は幼稚園で再開予定。
	こども会活動、登下校時の見守り等の防犯活動など、地域における子育て支援活動を支援します。	市民協働推進課 スポーツ青少年課	(市民協働推進課) 自治会が設置する防犯カメラの設置に関する補助を実施。また泉大津市防犯委員会と連携し、青色防犯パトロール車でのパトロールや子どもの登下校等の見守り等を実施した。 (スポーツ青少年課) 安心してこども会活動が行えるよう、こども会安全共済会の加入手続きを支援した。また、令和4年度からネット申請ができるようになった。 ・学校休業日での仲よし学級への登下校時は、シルバー人材センターに委託し、見守りを行った。	(市民協働推進課) 防犯カメラの設置を促進し、併せて青色防犯パトロール等を実施することで、犯罪発生抑制に向けた環境が改善された。 (スポーツ青少年課) ・子どもは地域で育つをモットーに地域での子育て支援活動の支援を行うことができた。	(市民協働推進課) 引き続き各種団体と連携し、防犯啓発活動を実施すると共に、防犯灯や防犯カメラへの設置及び維持管理等への補助を行うことにより設置を促進する。 (スポーツ青少年課) 引き続きこども会活動など地域における子育て支援活動の支援に努める。 ・登下校時の見守りについては、引き続きシルバー人材センターに委託し、見守りを行う。
①子育て家庭への支援の充実	公共施設などに、おむつ交換や授乳をすることができる場の設置を促進します。	こども政策課 子育て応援課	・赤ちゃんの駅市内地図をホームページに掲載し、看板で明示を行うことにより、安心して授乳やおむつ替えができるよう、子育て家庭の外出を支援している。令和5年3月末時点で計33ヶ所の赤ちゃんの駅が登録された。	・子育て家庭の外出支援のため、今後においても赤ちゃんの駅の設置促進は必要と考えられる。	・引き続き「赤ちゃんの駅」の設置を促進し、子育て家庭の外出支援に努める。
	親子で集まることのできる場の充実を図るとともに、子育てについて相談できる機会を提供します。	こども政策課 子育て応援課	(こども政策課) 市内7ヶ所のおよこ広場で親子で楽しめる講座を行い、およこで集まる場の充実と相談できる機会に繋げた。 (子育て応援課) ・1歳未満の親子が参加・交流できる「びよびよくらぶ」を12回開催し、専門職による身体計測や育児相談をおこなった。	(こども政策課) ・多様化するニーズに沿った、講座や子育て情報を得られるような周知方法の検討が必要と考える。 (子育て応援課) ・乳児期のみを対象とした広場は地域でも少なく、保護者のニーズに合わせて参加できるような情報提供やさらなる周知が必要。	(こども政策課) ・引き続き、子育て情報の発信や周知に努める。 (子育て応援課) ・継続して実施。

	子育てサークルの活動を支援します。	こども政策課 子育て育成課 生涯学習課	<p>(こども政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に子育てサークルが2団体あり、月2回程度イベント開催に関する相談や備品貸し出しなどの支援を行った。 (生涯学習課) ・公民館等で子育てサークルが気軽に活動できる場を提供した。 	<p>(こども政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おやこ広場の数が増え、講座の充実などにより、サークルの相談が減少したが、子育て世帯の交流の場でもあるサークル活動の支援は今後も必要と考える。 (生涯学習課) ・子育て世代の公民館等の利用率をあげていく必要がある。 	<p>(こども政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、子育てサークルに関する相談に対して、情報提供等の支援に努める。 (生涯学習課) ・気軽に活動できる場を引き続き提供し、周知していく。
②児童虐待等への対策	児童虐待の早期発見・対応に努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。	子育て応援課 指導課 市立病院	<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待予防として、子育てガイドブック等の配布、市内園所・小中学校に虐待防止啓発リーフレットを配布した。関係機関に向け、虐待に関する研修会を開催し、11月の虐待防止月間には市役所ロビーで啓発を実施した。虐待の早期発見として、小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携をとることによって、要支援家庭の早期把握を実現した。虐待対応として、通告からの48時間以内の現認を実施し、慢性的ネグレクト等に対する生活支援員派遣(家事支援)を1件、虐待相談ホットラインにより児童虐待通告・相談を1件受け付け、対応を行った。 (指導課) ・全教職員が同じ視点をもと、疑いを含む見極めの難しい事象も情報共有に努めながら対応を行った。また、いじめ防止相談ツール「マモレボ」も導入し、1人1台端末を使って、いつでも相談できる環境を整えた。 (市立病院) ・院内で人権・虐待対策委員会開催(年6回予定/うち4回開催) ・養育支援チームを設立し、それに伴い『虐待・DV発見時の対応フロー』の一部改訂を行った。 ・院内研修会を年2回、それぞれ外部講師(こども育成課、大阪府警)を招いて実施した。 	<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に係る相談窓口周知については継続して行う必要がある。 ・児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、さらには被虐待児童の適切な保護に至るまでの総合的、組織的な対応を推進するため、関係機関とのより効果的な連携が必要と考えられる。 (指導課) ・児童虐待の早期発見に向けて、虐待が疑われるケースは迷わず通告するなど、迅速かつ適切な判断が求められる。 (市立病院) ・院内への虐待疑い発見時の対応周知が進んできたこともあり、報告件数が増加傾向にある。 	<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通告から原則48時間以内の現認を実施し、関係機関との連携をより強化し複雑化・多様化する児童虐待の支援を図る。 ・リーフレット等を配布し、児童虐待防止の啓発を行う。 (指導課) ・いじめ防止相談ツール「マモレボ」への相談も含めて、虐待の早期発見に向けて、全教職員が小さな変化に気づき、チームとして適切な早期対応を行うことができるよう、周知および研修等の充実を図る。 (市立病院) ・養育支援チームと連携、地域包括支援センター、高齢介護課との連携 ・院内研修課について、年2回のうち、講師を招いての研修を1回、年間事例報告中心の研修を1回開催する。

基本方向Ⅴ 安全・安心な暮らしの基盤づくり

3) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①ひとり親家庭への支援体制の充実	経済的に不安定なひとり親家庭の自立を支援するため、手当の支給などにより生活の安定を図るとともに、子育てに関連する経済的な支援を展開し、安心して親子が生活することのできる環境づくりを推進します。	子育て応援課	児童扶養手当法に基づき、614人（年度末時点）の受給者に対し、321,337千円の児童扶養手当を適切に支給した。	今後も児童扶養手当法に基づき適切に支給し、不正受給がないように調査、処理していく必要がある。	・児童扶養手当法に基づき適切に支給を行っていく。 ・国・府に対し、制度の充実についての働きかけに努める。
	ひとり親家庭の実情を把握し、必要な情報の提供を行うとともに、ひとり親家庭の自立を促進するための支援を行います。	子育て応援課	児童扶養手当申請時や現況届受付時などに相談を聞き、個々に受けることのできる支援を案内した。例）高等職業訓練給付金など（令和4年度受給者数5名）	今後も、ひとり親家庭の実情把握に努め、適切な支援を行っていきけるように努めていく必要がある。	ひとり親家庭の方からの相談内容に応じ、必要な情報提供を行うことに努める。また現況届受付時など、各種助成制度等のパンフレットを設置し、周知に努める。
②生活に困難を抱える女性等への支援	生活困窮者自立支援制度に基づく相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。	福祉政策課	・相談窓口を社会福祉協議会に全面委託している。また、利用可能な制度を最大限に利用し、関係機関と連携しながら支援を行った。 ・生理の貧困対策として、防災備蓄品の入替時期になっていた生理用ナプキンを生活に困窮している女性に配布した。（希望者）	・社会福祉協議会の強みを生かしたアウトリーチなど、より地域に密着した支援ができるようになった。	・引き続き、一人ひとりに応じた支援プランを窓口・関係機関と連携し、支援できるよう努める。また、令和4年度に引き続き、相談窓口で把握した困窮世帯の女性に生理用品を配付する。（希望者）
③貧困の連鎖を断つための支援	生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援を行います。	福祉政策課	・個々の課題に向けて、同じ目線で一緒に考えることで、本人の自信やコミュニケーション能力の向上につながった。	・事業の更なる周知や就学・就労に向けたプログラム・体制づくりが必要である。	・事業の更なる周知、関係機関、教育委員会、生活保護CWとの連携を強化する。
	【重点項目①関係】 生活に不安や悩みを抱えている家庭の子どもの居場所づくりを推進します。	こども政策課 子育て応援課 福祉関係課 教育関係課	（こども政策課） ・家庭的、経済的など様々な事情を抱えた支援を必要とする家庭の子ども達が、自己肯定感を高め、将来に希望が持てるよう、こどもの居場所づくりを実施する11か所の団体等に対し、補助金を交付する等して推進することができた。また、居場所づくりを実施する団体等が情報共有するための連絡会を1回開催した。	（こども政策課） ・こどもの居場所づくりを実施する団体等に対して、補助金の交付や情報共有の場を提供することにより、後方支援を継続的に行う必要がある。 ・支援を必要とする子ども達に対して、情報が届くよう周知していく必要がある。	（こども政策課） ・継続して、こどもの居場所を実施する団体等に対し、相談や補助金を交付する等の支援を行う。 ・支援を必要とする子ども達が情報を得られるよう、情報発信方法の検討・実施する。

基本方向V 安全・安心な暮らしの基盤づくり

4) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせるまちづくりの推進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①高齢者・障がい者等が安心して暮らすための支援の充実	介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、各種制度についての周知、相談体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自立への支援を行います。	福祉政策課 高齢介護課 障がい福祉課	(福祉政策課) ・総合福祉センターにて、日常生活のあらゆる悩みや心配ごとに応じる相談窓口(心配ごと相談事業)を実施。 ・相談件数14件 (高齢介護課) ・地域包括支援センターを中心に、総合相談・情報提供を1,372件実施した。 ・司法書士と連携した福祉なんでも相談を26件実施。介護に関する出張相談会を4回実施した。 (障がい福祉課) ・相談支援体制の整備を行い、サービス等利用計画による障がい者個々のニーズ及び必要なサービスを把握・精査することにより、適正な障がい福祉サービスの提供を行った。	(福祉政策課) ・社会福祉協議会の強みを活かして、より地域に密着した支援や担当窓口へつなげる必要がある。 (高齢介護課) ・相談窓口の周知を充実させることと、既存の相談窓口だけでなく、地域全体で支援できるようなセーフティネットを構築する必要がある。 (障がい福祉課) ・サービス等利用計画をより適正に審査・対応できる体制を構築し、またホームページなど、わかりやすい情報提供を行う必要がある。	(福祉政策課) ・引き続き支援に努める。 (高齢介護課) ・引き続き、従来の相談支援体制を有機的に展開するため、いずれの相談窓口もCSWとつながるような相談体制を実施する。 (障がい福祉課) ・個々の実情を把握した上で、引き続き、適切な障がい福祉サービスを提供する。
②高齢者・障がい者虐待への対策	被害者からの相談を受け付け、必要に応じて各種関係機関と連携し問題解決に取り組めます。	高齢介護課 障がい福祉課	(高齢介護課) ・相談受付後は、泉大津市高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき、地域包括支援センターと共同で対応した。また、関係機関で構成された地域包括ケア会議の権利擁護部会を6回開催し、個別課題を整理し、解決策を検討した。 (障がい福祉課) ・相談支援体制及び連携協力体制により、業務マニュアルに即したタイムリーな虐待対応を行った。	(高齢介護課) ・包括ケア会議において個別事例の検討を行い、一定の支援に取り組むことができたが、課題が複雑化しており、なお一層関係機関との連携強化が必要である。 (障がい福祉課) ・関係機関とのより緊密な連携や情報の共有、啓発を強化する必要がある。	(高齢介護課) ・引き続き、地域包括支援センターと連携し、適切に対応する。また、包括ケア会議の権利擁護部会において、個別課題の分析により地域課題の発見を目指す。 (障がい福祉課) ・被害者に寄り添い、相談から問題解決に取り組む。

基本方向Ⅴ 安全・安心な暮らしの基盤づくり

5) 地域における男女共同参画の推進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①地域活動に参加することができる環境づくり	子どもを持つ人が、地域活動に参加することができるよう、一時保育等の保育サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	こども育成課	・市内7園にて実施し、約1400件の利用があった。	・保護者ニーズの把握や利用施設を増やすことが課題である。	・サービスの内容を広く周知し、利用拡充に努める。 ・一時保育利用施設を開設予定。
	高齢者・障がい者を介護する人が、地域活動に参加することができるよう、介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	高齢介護課 障がい福祉課	(高齢介護課) ・介護予防・日常生活支援総合事業の制度利用や運用のあり方について検討した。 (障がい福祉課) ・障がい者個々のニーズに応じた適正な障がい福祉サービスを提供することにより、障がい者の社会生活を支援するとともに、介護する人の地域活動への参加推進に寄与した。	(高齢介護課) ・介護予防・日常生活支援総合事業の適切な制度利用と運用の実現のため、介護関係事業者等に対する支援体制を継続する必要がある。 (障がい福祉課) ・障がい者の社会生活や介護する人の地域活動への参加のため、関係機関等が連携し、機会の確保や情報提供、周知を図る必要がある。	(高齢介護課) ・引き続き、包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の適切な利用と運用についての研修の機会を地域包括支援センターとともに設ける。 (障がい福祉課) ・個々や地域の実情を踏まえ、引き続き、適切な障がい福祉サービスを提供する。

<p>②地域活動への男女の参画の促進</p>	<p>地域活動へのさまざまな年齢層における男女の参画を促進します。</p>	<p>市民協働推進課 生涯学習課 全課</p>	<p>(市民協働推進課) ・自治会連合会の会合時に、単位自治会及び自治会連合会の役員選出における青年層活躍について意見交換を行った。 (生涯学習課) ・公民館等で様々な世代をターゲットとした講座の開催や、ブンカミーティングを実施し、多様な年齢層の男女の地域活動へ参加してもらった。 (政策推進課) ・実施するイベント等に男女幅広い年齢層の方に参加いただけるよう、広報紙だけでなくチラシや各種SNS等周知方法を工夫した。 (障がい福祉課) ・障がい者個々のニーズに応じた適正な障がい福祉サービスを提供することにより、障がい者の社会生活を支援するとともに、介護する人の地域活動への参加推進に寄与した。 (健康づくり課) ・いずみおおつ健康食育計画推進委員会の委員については、現行委員数が18人のうち、女性委員数は10人で委員会を実施している。 (都市づくり政策課) ・女性まちづくり会議を4回開催した。 (環境課) ・環境美化衛生活動に携わる衛生委員137名中女性73名が委員として活動している。また、6名の役員中3名が女性役員である。</p>	<p>(市民協働推進課) ・自治会活動へさまざまな年齢層の男女が参画するよう働きかけた。 (生涯学習課) ・ブンカミーティングの参加者同士が互いにコミュニケーションをとることができた。広報活動に力を入れていく。 (政策推進課) ・男女幅広い年齢層の方に周知をする工夫が必要である。 (障がい福祉課) ・障がい者の社会生活や介護する人の地域活動への参加のため、関係機関等が連携し、機会の確保や情報提供、周知を図る必要がある。 (健康づくり課) ・いずみおおつ健康食育計画では、男性、女性に関わらず、意見交換ができており、男女の参画を促進しているといえる。 (都市づくり政策課) ・活動内容が固定化されているため、今後の活動内容の工夫が必要である。 (環境課) ・委員の高齢化</p>	<p>(市民協働推進課) ・青年層の単位自治会長及び自治会連合会役員選出について、会合等において働きかけを行う。 (生涯学習課) ・11/25に開催するまちなかアートフェスに向け、ブンカミーティングを5回開催し、多様な年齢層の男女の地域活動への主体的な参加を促していく。 (政策推進課) ・イベント等参加者を募集する際は、男女幅広い年齢層の方に参加いただけるよう、周知方法を工夫する。 (障がい福祉課) ・個々や地域の実情を踏まえ、引き続き、適切な障がい福祉サービスを提供する。 (健康づくり課) ・今後も継続して実施していく。 (都市づくり政策課) ・女性まちづくり会議を開催する。 (環境課) ・委員会全体の活動の中で女性の参加を促進していく。</p>
------------------------	---------------------------------------	---------------------------------	--	--	--

	地域で中心となって活動する人材を養成する講座等を実施します。	人権くらしの相談課 にんじんサロン	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・にんじんサロンにおいて、持続可能な未来づくりの基盤でもある「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を推進し、活力ある社会の実現をめざし、自分らしく、自由に生き活きと豊かに生きるための学びの場として連続講座「はっぴ〜ウーマン応援カレッジ」を開催した。	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・定期的な学習の場の提供が必要。 ・幅広い人材育成のために、より掘り下げた学習課題の設定を行うとともに、学習参加者の増加を図る必要がある。 ・男女共同参画社会についての歴史を学ぶとともに、現在、男女共同参画の推進のために自分たちができることについて市民が考えるきっかけとなった。	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・学習の機会を定期的に提供する。 ・新しい学習課題の設定を行うとともに学習参加者の増員を図る。 ・にんじんサロンにおいて、男女共同参画リーダー養成講座を連続講座として実施する。
	地域活動やボランティア活動を支援するために各種情報を提供します。	市民協働推進課	・市民活動支援センターにおいて市民活動団体に関する情報を収集し、ホームページへの団体情報の掲載やメールマガジン、SNSにて団体のイベント情報等の発信を行うなど、情報提供を行った。	・市民活動支援センターホームページ内の整備を行い、利便性を高めることができた。また、メールマガジンやSNS等を活用し、積極的に情報提供を行った。	・引き続き、市民活動団体に関する情報収集をし、利便性の向上を図りながら情報提供を行う。
③地域活動を行おうとする個人・団体への支援	地域活動を行おうとする個人・団体に対して、活動拠点の場所を提供し、必要に応じて助言・指導等を行うとともに、交流とネットワークづくりを支援します。	人権くらしの相談課 にんじんサロン 生涯学習課 地域活動担当課	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・にんじんサロンにおいて活動拠点となるスペースの貸出を実施し、相談に応じて助言等を行ったほか、にんじんサロン連絡会を開催することで、交流とネットワークづくりの場を提供している。 ・にんじんサロンが、泉大津市市民活動支援センター（おつぶらぎ）と共用になったことに伴い、にんじんサロン登録団体以外の市民活動団体とも交流を持つ機会の増加につながった。 ・日本女性会議への参加費の助成を行い、2名が参加した。また、参加者による報告会を開催し、参加したことで得た知識や他市の男女共同参画の状況を共有できた。 (生涯学習課) ・ブンカミーティングを実施し、参加者同士をつないで交流できるように支援した。 (環境課) ・衛生委員会に対し、事務局として会議場の確保や各種研修等の準備等を行った。	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・にんじんサロン連絡会を通じて、各グループのつながりができ、交流が行えている。 (生涯学習課) ・参加者同士でコラボすることでできる文化芸術を考える機会となった。 (環境課) ・委員の高齢化	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・引き続き、活動拠点の場所を提供するとともに、サロン登録グループの活性化を図る。 (生涯学習課) ・11/25に開催するまちなかアートフェスに向け、ブンカミーティングを5回開催し、交流したことによりできるコラボを生み出していく。 (環境課) ・今後も事務局として、支援を行っていく。

基本方向V 安全・安心な暮らしの基盤づくり

6) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

施策内容	取組内容	所管	令和4年度実績	課題・評価	令和5年度実施計画
①防災の分野での女性の参画の拡大	防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。	危機管理課	・防災会議と国民保護協議会における女性委員の参画拡大には至らなかったが、政策の検討過程において女性職員等の意見を積極的に取り入れるなどの改善が図られた。	・防災分野への女性の参画拡大について、より推進できる方法を検討する必要がある。	・避難所におけるジェンダー課題を提起し、積極的な発信を行うことにより、女性が参加し意見しやすくなるような環境づくりをする。
②男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	男女のニーズの違いなど、男女双方の視点による防災・災害対策を推進します。	危機管理課	・授乳や夜泣きなど、災害時に課題を抱えがちな妊産婦を対象とした訓練を初めて実施した。更衣室や授乳室となるテントの備蓄等、女性目線を踏まえた災害対策を推進した。	・備蓄品選定に女性目線を取り入れ、充実を図ることができた。一方、保存期限を終了した備蓄品の廃棄を削減するため、「ローリングストック」の考え方に基づき、備蓄品の有効活用を検討する必要がある。	・市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、女性視点を取り入れた防災活動を企画実施する。 ・協定を結ぶホテルや公共施設等で、ローリングストックを開始する等、備蓄品の効果的な活用を行う。